

広域連合の業務内容は？

四月一日から市村業務を引き継ぎます

久慈広域連合では、規約に定めた介護保険業務に係る六つの事務を行います。

審査判定業務については、これまでどおり各市村で行いますので要介護認定の申請をされる方はこれまでどおり市村介護保険担当窓口で申請してください。

広域連合が行う業務は、次のとおりです。

(一)被保険者の資格管理に関する事

被保険者の台帳の管理や保険証の発行などを行います。

保険証の再発行などは市村窓口で受け付けします。

(二)要介護認定及び要支援認定に関する事

市村窓口で受け付けを行い、広域行政事務組合で行われた審査判定結果により要介護認定事務を行います。

(三)保険給付の事務に関する事

介護給付・予防給付・保険給付・現物給付の審査・支払業務など、給付の適正化事務を行います。

(四)介護保険事業計画の策定に関する事

久慈広域連合の構成市村がこれまで進めてきた保健福祉サービスを、介護保険制度のもとでいっそう充実し提供できるように、積極的に施策を展開する事業計画を策定します。

(五)介護保険料の賦課及び徴収に関する事

保険料率を統一し、第一号被保険者に係る保険料の賦課・徴収業務を行います。
保険料率は当分の間現在と変わりません。

(六)介護保険事業に係る関係市村の連絡調整に関する事

久慈広域の連携を図るため、構成市村との連絡調整を行います。



広域連合って何？

広域連合制度は、平成六年の地方自治法改正により創設された制度です。
広域連合は、広域的に処理することが適当な事務や、これに関連して国などから委任された事務について広域計画を作成し、総合的、計画的に処理をする地方公共団体の組合であり、市町村への勧告権も持った機関でもあります。
自主的かつ計画的に広域行政を推進していくことができます。
全国では現在六十八の広域連合が設置され、岩手県では、気仙広域連合と、一関地方広域連合の二つが既に設置されています。

編集後記

今年四月からの設立準備協議会を経て九月に久慈広域連合として発足し、やっと広報紙創刊号を発行することが出来ました。
これまで山形村役場で経験してきた仕事とまったく畑違いの広報紙の制作に、かなり悪戦苦闘しましたが、何とか作ることが出来てホッとしています。
今回はあいさつ程度の内容になりましたが、来年度からは年二回の発行で、管内の介護保険情報について皆さんに分かりやすくお知らせできようかなものを作っていきたいと思っています。
皆川

《介護保険のお問い合わせは》

久慈広域連合
TEL 0194-61-3355
久慈市役所高齢福祉課
TEL 0194-52-2111
野田村役場保健福祉課
TEL 0194-78-2111
山形村役場住民生活課
TEL 0194-72-2111
大野村役場住民生活課
TEL 0194-77-2111
普代村役場保健福祉課
TEL 0194-35-2114
岩手県介護保険システム整備監
TEL 019-651-3111
内線2527～2529
岩手県介護保険ホームページ
<http://www.pref.iwate.jp/~hp0357/kaigo/>